

老発第0331002号
平成18年3月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」の一部改正について

今般、介護保険制度改正において、高齢者の住まいの多様な選択肢を確保する観点から、介護保険の特定施設入居者生活介護について、外部の指定事業者が提供するサービスを活用するサービス提供形態に対応した基準・報酬を設けるとともに、入居者保護の徹底の観点から、有料老人ホームについて、老人福祉法の改正を行い、定義の見直し、情報開示及び一時金保全措置の義務付け等、所要の規定の見直しを行うこととしたところである。

このため、「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」（平成14年7月18日老発第0718003号）について、別添のとおり、所要の改正を行うので、貴管内の有料老人ホームに対して適切な指導を行われたい。

本通知は、平成18年4月1日から適用する。ただし、改正事項のうち、契約締結日から90日以内の契約解除の場合の一時金の返還に係る規定については、平成18年7月1日から適用することとし、類型及び重要事項説明書に係る規定は、平成18年9月30日までの間については、なお従前の例によることができるものとする。

なお、本通知は、地方自治法第245条の4第1項に規定する技術的な助言に該当するものである。

(別 添)

○有料老人ホームの設置運営標準指導指針について（平成14年7月18日老発第0718003号厚生労働省老健局長通知）（抄）

改 正 後	現 行
<p>1 (略)</p> <p>2 指導上の留意点 (1) 有料老人ホームの届出の徹底 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項の「<u>老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるもの（以下「介護等」という。）の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であつて、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないもの</u>」に該当するにもかかわらず、廊下の幅員等が指導指針に適合しないことを理由に有料老人ホームの届出が行われない場合があるが、指導指針に適合しなくとも届出義務がある。 老人福祉法の観点からは、重要事項の説明や情報開示など有料老人ホームの運営が適切に行われることが重要であり、指導の徹底をお願いしたい。</p> <p>(2) ~ (7) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>[別添] 有料老人ホーム設置運営標準指導指針</p> <p>1 基本的事項</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 指導上の留意点 (1) 有料老人ホームの届出の徹底 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項の「<u>常時10人以上の老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設であつて、老人福祉施設でないもの</u>」に該当するにもかかわらず、廊下の幅員等が指導指針に適合しないことを理由に有料老人ホームの届出が行われない場合があるが、指導指針に適合しなくとも届出義務がある。 老人福祉法の観点からは、重要事項の説明や情報開示など有料老人ホームの運営が適切に行われることが重要であり、指導の徹底をお願いしたい。</p> <p>(2) ~ (7) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>[別添] 有料老人ホーム設置運営標準指導指針</p> <p>1 基本的事項</p>

有料老人ホームの事業を計画するに当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) 有料老人ホーム経営の基本姿勢としては、入居者の福祉を重視するとともに、安定的かつ継続的な事業運営を確保していくことが求められること。特に、介護サービスを提供する有料老人ホームにあっては、より一層、入居者の個人としての尊厳を確保しつつ福祉の向上を図ることが求められること。

また、老人福祉法の帳簿の作成及び保存、情報の開示並びに前払金の保全措置の規定を遵守するとともに、入居者等に対し、サービス内容等の情報を開示するなどにより施設運営について理解を得るように努め、入居者等の信頼を確保することが求められること。

(2) (略)

- (3) 介護保険法第70条、第78条の2又は第115条の2の規定により特定施設入居者生活介護事業者、地域密着型特定施設入居者生活介護事業者又は介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を受けた有料老人ホームにあっては、本指針に規定することのほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」又は「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」のうち当該施設に該当する基準を遵守すること。

(4) ~ (6) (略)

2・3 (略)

4 規模及び構造設備

(1)・(2) (略)

- (3) (2)の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての有料老人

有料老人ホームの事業を計画するに当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) 有料老人ホーム経営の基本姿勢としては、入居者の福祉を重視するとともに、安定的かつ継続的な事業運営を確保していくことが求められること。特に、介護サービスを提供する有料老人ホームにあっては、より一層、入居者の個人としての尊厳を確保しつつ福祉の向上を図ることが求められること。

また、入居者等に対し、サービス内容等の情報を開示するなどにより施設運営について理解を得るように努め、入居者等の信頼を確保することが求められること。

(2) (略)

- (3) 介護保険法第70条の規定により特定施設入所者生活介護事業者の指定を受けた有料老人ホームにあっては、本指針に規定することのほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を遵守すること。

(4) ~ (6) (略)

2・3 (略)

4 規模及び構造設備

(1)・(2) (略)

ホームの建物であって、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

ア スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

イ 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

ウ 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(4)～(6) (略)

(7) (6) に定める設備の基準は、次によること。

ア～キ (略)

(8) 既存の建物を転用して開設される有料老人ホーム及び定員9人以下の有料老人ホームについて、建物の構造上(7)に定める基準を満たすことが困難である場合においては、すべての居室が個室であり、かつ、代替の措置を講ずること等により同等の効果が得られると認められるときは、この基準によらないことができること。

5 (略)

6 施設の管理・運営

(1) (略)

(2) 名簿等の整備

入居者及びその身元引受人等の氏名及び連絡先を明らかにした名簿並びに設備、職員、会計及び入居者の状況に関する

(3)～(5) (略)

(6) (5) に定める設備の基準は、次によること。

ア～キ (略)

(7) 既存の建物を転用して開設される有料老人ホームについて、建物の構造上(6)に定める基準を満たすことが困難である場合においては、すべての居室が個室であり、かつ、代替の措置を講ずること等により同等の効果が得られると認められるときは、この基準によらないことができること。

5 (略)

6 施設の管理・運営

(1) (略)

(2) 名簿等の整備

入居者及びその身元引受人等の氏名及び連絡先を明らかにした名簿並びに設備、職員、会計及び入居者の状況に関する

帳簿を整備しておくこと。入居者、その身元引受人等の個人情報に関する取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守すること。

また、老人福祉法第29条第3項の規定を遵守し、費用の受領の記録、提供したサービスの内容、提供したサービスに係る苦情に関する記録等の事項については帳簿を作成し、2年間保存すること。

(3) ~ (6) (略)

7 (略)

8 事業収支計画

(1)・(2) (略)

(3) 資金収支計画及び損益計画

次のような点に留意し、長期の資金収支計画及び損益計画を策定すること。

ア~カ (略)

キ 一時金(入居時に老人福祉法第29条第5項に規定する前払金として一括して受領する利用料)の償却年数は平均余命を勘案し決められていること。

ク (略)

(4) (略)

9 利用料等

有料老人ホームは、契約に基づき入居者の負担により賄われるものであり、その支払方法については、月払い方式、一時金方式又はこれらを組み合わせた方式等多様な方法が考えられるが、いずれの場合にあっても、家賃相当額、介護費用、食費、管理費等の取扱いについては、それぞれ次によること。

(1) 家賃相当額

ア・イ (略)

ウ 一時金方式(終身にわたって受領すべき家賃相当額の全

帳簿を整備しておくこと。

(3) ~ (6) (略)

7 (略)

8 事業収支計画

(1)・(2) (略)

(3) 資金収支計画及び損益計画

次のような点に留意し、長期の資金収支計画及び損益計画を策定すること。

ア~カ (略)

キ 一時金(入居時に前払金として一括して受領する利用料)の償却年数は平均余命を勘案し決められていること。

ク (略)

(4) (略)

9 利用料等

有料老人ホームは、契約に基づき入居者の負担により賄われるものであり、その支払方法については、月払い方式、一時金方式又はこれらを組み合わせた方式等多様な方法が考えられるが、いずれの場合にあっても、家賃相当額、介護費用、食費、管理費等の取扱いについては、それぞれ次によること。

(1) 家賃相当額

ア・イ (略)

ウ 一時金方式(終身にわたって受領すべき家賃相当額の全

部又は一部を前払金として一括して受領する方式)により受領する場合については、次によること。

(ア) 老人福祉法第29条第5項の規定により一時金の保全措置を講じることが義務付けられている有料老人ホームについては、一時金の算定根拠を書面で明示するとともに、一時金に係る銀行の債務の保証等の「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置」(平成18年厚生労働省告示第266号)に規定する必要な保全措置を講じなければならないこと。なお、義務付けられていない有料老人ホームであっても、一時金の算定根拠を書面で明示するとともに、適切な保全措置を講じるよう努めること。

(イ) 一定期間内に死亡又は退居したときの入居月数に応じた返還金の算定方式を明らかにしておくとともに、一時金の返還金債務を確実に履行すること。

(ウ) 一時金のうち返還対象とならない部分の割合が適切であること。

(エ) 契約締結日から概ね90日以内の契約解除の場合については、既受領の一時金の全額を利用者に返還すること。ただし、この場合において、契約解除日までの利用期間に係る利用料及び原状回復のための費用について、適切な範囲で設定し、受領することは差し支えないこと。

また、当該費用については、契約書等に明示すること

。
(オ) 着工時において、相当数の者の入居が見込まれない場合については、十分な入居者を確保し安定的な経営が見込まれるまでの間については、一時金の返還金債務について銀行保証等が付されていること。

(2) 介護費用(介護保険対象外の費用)

ア～ウ (略)。

エ 手厚い職員体制であるとして介護保険外に別途費用を受領できる場合は、「特定施設入居者生活介護事業者が受領

部又は一部を前払い金として一括して受領する方式)により受領する場合については、一定期間内に死亡又は退居したときの入居月数に応じた返還金の算定方式を明らかにしておくとともに、一時金の返還金債務を確実に履行すること。

また、一時金のうち返還対象とならない部分の割合が適切であること。ただし、入居後の短期間の解約については、滞在日数に応じた費用及び居室の原状回復のための費用等を除き、一時金を全額返還することが望ましいこと。

なお、着工時において、相当数の者の入居が見込まれない場合については、十分な入居者を確保し安定的な経営が見込まれるまでの間については、一時金の返還金債務について銀行保証等が付されていること。

(2) 介護費用(介護保険対象外の費用)

ア～ウ (略)

エ 手厚い職員体制であるとして介護保険外に別途費用を受領できる場合は、「特定施設入所者生活介護事業者が受領

する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について
(平成12年3月30日付け老企第52号厚生省老人保健
福祉局長企画課長通知)の規定によるものに限られている
ことに留意すること。

(3) 食費、管理費等

ア・イ (略)

ウ 家賃相当額や介護費用以外の名目で一時金を徴収する場
合の返還金の取扱いについては、(1)ウによること。

10. 契約内容等

(1) 契約締結に関する手続等

ア 契約に際して、契約手続、利用料等の支払方法などに
ついて事前に十分説明すること。特定施設入居者生活介護事
業者の指定を受けたホームにあつては、入居契約時には特
定施設入居者生活介護の提供に関する契約を締結しない場
合であっても、入居契約時に、当該契約の内容について十
分説明すること。

イ・ウ (略)

(2) (略)

(3) 重要事項の説明等

ア (略)

イ 重要事項説明書は、老人福祉法第29条第4項の規定に
より、入居相談があつたときに交付するほか、求めに応じ
交付すること。特に入居希望者に対しては、設置者の概要
、有料老人ホームの種類及び指定居宅サービスの種類(当
該有料老人ホームの設置主体が介護保険法第70条等
の規定により指定された居宅サービス等の種類(指定居宅介護
支援等を含む。))。以下同じ。)、契約内容を十分理解し
た上で契約を締結できるよう、契約締結前に十分な時間的
余裕を持って重要事項説明書について十分な説明を行うこ
ととし、その際には説明を行った者及び説明を受けた者の

する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について
(平成12年3月30日付け老企第52号厚生省老人保健
福祉局長企画課長通知)の規定によるものに限られている
ことに留意すること。

(3) 食費、管理費等

ア・イ (略)

10. 契約内容等

(1) 契約締結に関する手続等

ア 契約に際して、契約手続、利用料等の支払方法などに
ついて事前に十分説明すること。特定施設入所者生活介護事
業者の指定を受けたホームにあつては、入居契約時には特
定施設入所者生活介護の提供に関する契約を締結しない場
合であっても、入居契約時に、当該契約の内容について十
分説明すること。

イ・ウ (略)

(2) (略)

(3) 重要事項の説明等

ア (略)

イ 重要事項説明書は、入居相談があつたときに交付するほ
か、求めに応じ交付すること。特に入居希望者に対しては
、設置者の概要、有料老人ホームの種類及び指定居宅サー
ビスの種類(当該有料老人ホームの設置主体が介護保険法
第70条の規定により指定された居宅サービスの種類(指
定居宅介護支援を含む。))。以下同じ。)、契約内容を十
分理解した上で契約を締結できるよう、契約締結前に十分
な時間的余裕を持って重要事項説明書について十分な説明
を行うこととし、その際には説明を行った者及び説明を受
けた者の署名を行うこと。

署名を行うこと。

(4) 体験入居

開設後においては、契約締結前に体験入居の途を設けること。

ア (略)

イ 募集広告等入居募集の際、誇大広告等により、入居者に不当に期待をいだかせたり、それによって損害を与えるようなことがないよう、実態と乖離のない正確な表示をするとともに、「有料老人ホーム等に関する不当な表示」(平成16年公正取引委員会告示第3号)を遵守すること。特に、介護が必要となった場合の介護を行う場所、介護に要する費用の負担、介護を行う場所が入居している居室でない場合の当該居室の利用権の存否等については、入居者に誤解を与えるような表示をしないこと。

(5) ・ (6) (略)

1.1. 情報開示

(1) 有料老人ホームの運営に関する情報

各有料老人ホームにおいて、老人福祉法第29条第4項の情報開示の規定を遵守し、重要事項説明書を書面により交付するとともに、パンフレット、重要事項説明書、契約書(特定施設入居者生活介護の提供に関する契約書を含む。)、管理規程等を公開するものとし、求めに応じ交付すること。

一時金を受領する施設にあっては、一時金が将来の居住費用、サービス費用に充てられるものであることから、貸借対照表及び損益計算書又はそれらの要旨についても、入居者及び入居希望者の求めに応じ閲覧に供すること。さらに、有料老人ホームの経営状況・将来見通しに関する入居者等の理解に資する観点から、事業収支計画についても閲覧に供するよう努めるとともに、貸借対照表等の財務諸表について、入居者等の求めがあればそれらの写しを交付するよう配慮すること。

(4) 体験入居

開設後においては、契約締結前に体験入居の途を設けること。

ア (略)

イ 募集広告等入居募集の際、誇大広告等により、入居者に不当に期待をいだかせたり、それによって損害を与えるようなことがないよう、実態と乖離のない正確な表示すること。特に、介護が必要となった場合の介護を行う場所、介護に要する費用の負担、介護を行う場所が入居している居室でない場合の当該居室の利用権の存否等については、入居者に誤解を与えるような表示をしないこと。

(5) ・ (6) (略)

1.1. 情報開示

(1) 有料老人ホームの運営に関する情報

各有料老人ホームにおいて、パンフレットの他、重要事項説明書、契約書(特定施設入所者生活介護の提供に関する契約書を含む。)、管理規程等を公開するものとし、求めに応じ交付すること。

一時金を受領する施設にあっては、一時金が将来の居住費用、サービス費用に充てられるものであることから、貸借対照表及び損益計算書又はそれらの要旨についても、入居者及び入居希望者の求めに応じ閲覧に供すること。さらに、有料老人ホームの経営状況・将来見通しに関する入居者等の理解に資する観点から、事業収支計画についても閲覧に供するよう努めるとともに、貸借対照表等の財務諸表について、入居者等の求めがあればそれらの写しを交付するよう配慮すること。

(2) (略)

別紙様式 (別紙のように改正する。)

別 表

有料老人ホームの類型及び表示事項

類型	類型の説明
介護付有料老人ホーム <u>(一般型特定施設入居者生活介護)</u>	<u>介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。</u> 介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する <u>特定施設入居者生活介護</u> を利用しながら当該有料老人ホームの居室で生活を継続することが可能です。 <u>(介護サービスは有料老人ホームの職員が提供します。特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームについては介護付と表示することはできません。)</u>
介護付有料老人ホーム <u>(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護)</u>	<u>介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。</u> 介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する <u>特定施設入居者生活介護</u> を利用しながら当該有料老人ホームの居室で生活を継続することが可能です。 <u>(有料老人ホームの職員が安否確認や計画作成等を実施し、介護サービスは委託先の介護サービス事業所が提供します。特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームについては介護付と表示することはできません。)</u>

(2) (略)

別紙様式 (略)

別 表

有料老人ホームの類型及び表示事項

類型	類型の説明
介護付有料老人ホーム	<u>介護や食事等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。</u> 介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する <u>特定施設入所者生活介護</u> を利用しながら当該有料老人ホームの居室で生活を継続することが可能です。 <u>(特定施設入所者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームについては介護付と表示することはできません。)</u>

住宅型有料老人ホーム（注）	<u>生活支援等</u> のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。 介護が必要となった場合、 <u>入居者自身の選択により、地域の訪問介護等の介護サービス</u> を利用しながら当該有料老人ホームの居室での生活を継続することが可能です。
健康型有料老人ホーム（注）	食事等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となった場合には、契約を解除し退去しなければなりません。

（注）特定施設入居者生活介護の指定を受けていないホームにあっては、広告、パンフレット等において「介護付き」、「ケア付き」等の表示を行ってはいけません。

○介護付有料老人ホームの表示事項

表示事項		表示事項の説明
居住の権利形態（右のいずれかを表示）	<u>利用権方式</u>	<u>建物賃貸借契約及び終身建物賃貸借契約以外の契約の形態で、居住部分と介護や生活支援等のサービス部分の契約が一体となっているものです。</u>
	<u>建物賃貸借方式</u>	<u>賃貸住宅における居住の契約形態であり、居住部分と介護等のサービス部分の契約が別々になっているものです。入居者の死亡をもって契約を終了するという内容は有効になりません。</u>

住宅型有料老人ホーム（注）	<u>食事等</u> のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。 介護が必要となった場合、訪問介護等の介護サービスを利用しながら当該有料老人ホームの居室での生活を継続することが可能です。
健康型有料老人ホーム	食事等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となった場合には、契約を解除し退去しなければなりません。

（注）特定施設入所者生活介護の指定を受けていないホームにあっては、広告、パンフレット等において「介護付き」、「ケア付き」等の表示を行ってはいけません。

○介護付有料老人ホームの表示事項

表示事項		表示事項の説明
居住の権利形態（右のいずれかを表示）	<u>賃貸方式</u>	<u>一般の賃貸住宅と同様に、家賃相当額を月払いする方式です。</u>
	<u>終身賃貸方式</u>	<u>高齢者の居住の安定確保に関する法律の規定に基づく終身建物賃貸借事業の認可を受けたものです。</u>

	<u>終身建物賃貸借方式</u>	<u>建物賃貸借契約の特別な類型で、都道府県知事から高齢者の居住の安定確保に関する法律の規定に基づく終身建物賃貸借事業の認可を受けたものです。入居者の死亡をもって契約を終了するという内容が有効です。</u>		<u>終身利用権方式</u>	<u>一時金方式による終身利用権です。</u>
<u>利用料の支払い方式</u>	<u>一時金方式</u>	<u>終身にわたって受領する家賃相当額等の全部又は一部を前払金として一括して受領する方式</u>			
	<u>月払い方式</u>	<u>前払金を受領せず、家賃相当額等を月払いする方式</u>			
	<u>選択方式</u>	<u>入居者により、一時金方式と月払い方式のいずれかを選択できます。</u>			
入居時の要件 (右のいずれかを表示)	<u>入居時自立</u>	<u>入居時において自立である方が対象です。</u>	入居時の要件 (右のいずれかを表示)	<u>入居時自立</u>	<u>主たる入居者は、入居時において自立である方です。</u>
	<u>入居時要介護</u>	<u>入居時において要介護認定を受けている方(要支援認定を受けている方を除く)が対象です。</u>		<u>入居時要介護</u>	<u>主たる入居者は、入居時において介護が必要である方です。</u>
	<u>入居時要支援・要介護</u>	<u>入居時において要支援認定又は要介護認定を受けている方が対象です。</u>		<u>入居時自立・要介護</u>	<u>自立である方も介護が必要である方も入居できます。</u>
	<u>入居時自立・</u>	<u>自立である方も要支援認定・要</u>			

	<u>要支援・要介護</u>	<u>介護認定を受けている方も入居できます。</u>			
介護保険（※※に都道府県名を入れて表示）	※※県（市） <u>指定介護保険特定施設（一般型特定施設）</u> ※※県 <u>指定介護保険特定施設（外部サービス利用型特定施設）</u>	<u>介護が必要となった場合、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護サービスを利用することができます。介護サービスは有料老人ホームの職員が提供します。（注1）</u> <u>介護が必要となった場合、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護サービスを利用することができます。有料老人ホームの職員が安否確認や計画作成等を実施し、介護サービスは委託先の介護サービス事業所が提供します。（注1）</u>	介護保険（※※に都道府県名を入れて表示）	※※県 <u>指定介護保険特定施設</u>	<u>介護が必要となった場合、当該有料老人ホームが提供する特定施設入所者生活介護サービスを利用することができます。（注1）</u>
介護居室区分（右のいずれかを表示。※には1～4の数値を表示）（注2）	全室個室 相部屋あり（※人部屋～※人部屋）	介護居室はすべて個室であるホームです。（注3） 介護居室はすべてが個室ではなく、相部屋となる場合があるホームをいいます。	介護居室区分（右のいずれかを表示。※には1～4の数値を表示）（注2）	全室個室 相部屋あり（※人部屋～※人部屋）	介護居室はすべて個室であるホームです。（注3） 介護居室はすべてが個室ではなく、相部屋となる場合があるホームをいいます。
<u>一般型特定施設である有料老人ホームの介護にかかわる職員体制（右のいずれか</u>	1.5：1以上	現在及び将来にわたって要介護者3人に対して職員2人（要介護者1.5人に対して職員1人）以上の割合（年度ごとの平均値）で職員が介護に当たります。これは介護保険の <u>特定施設入居者</u>	介護にかかわる職員体制（右のいずれかを表示）（注4）	1.5：1以上	現在及び将来にわたって要介護者3人に対して職員2人（要介護者1.5人に対して職員1人）以上の割合（年度ごとの平均値）で職員が介護に当たります。これは介護保険の <u>特定施設入所者</u>

を表示) (注 4)		<u>生活介護</u> の基準の2倍以上の人数です。
	2 : 1 以上	現在及び将来にわたって要介護者2人に対して職員1人以上の割合(年度ごとの平均値)で職員が介護に当たります。これは介護保険の <u>特定施設入居者生活介護</u> の基準の1.5倍以上の人数です。
	2.5 : 1 以上	現在及び将来にわたって要介護者5人に対して職員2人(要介護者2.5人に対して職員1人)以上の割合(年度ごとの平均値)で職員が介護に当たります。これは介護保険の <u>特定施設入居者生活介護</u> で、手厚い職員体制であるとして保険外に別途費用を受領できる場合の基準以上の人数です。
	3 : 1 以上	現在及び将来にわたって要介護者3人に対して職員1人以上の割合(年度ごとの平均値)で職員が介護に当たります。介護保険の <u>特定施設入居者生活介護</u> のサービスを提供するために少なくとも満たさなければならない基準以上の人数です。
外部サービス	有料老人ホー	有料老人ホームの職員が安否確

		<u>生活介護</u> の基準の2倍以上の人数です。
	2 : 1 以上	現在及び将来にわたって要介護者2人に対して職員1人以上の割合(年度ごとの平均値)で職員が介護に当たります。これは介護保険の <u>特定施設入所者生活介護</u> の基準の1.5倍以上の人数です。
	2.5 : 1 以上	現在及び将来にわたって要介護者5人に対して職員2人(要介護者2.5人に対して職員1人)以上の割合(年度ごとの平均値)で職員が介護に当たります。これは介護保険の <u>特定施設入所者生活介護</u> で、手厚い職員体制であるとして保険外に別途費用を受領できる場合の基準以上の人数です。
	3 : 1 以上	現在及び将来にわたって要介護者3人に対して職員1人以上の割合(年度ごとの平均値)で職員が介護に当たります。介護保険の <u>特定施設入所者生活介護</u> のサービスを提供するために少なくとも満たさなければならない基準以上の人数です。

<u>利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制（※に職員数、※※※※に介護サービス事業所の名称を入れて表示）（注5）</u>	<u>ムの職員※人委託先である介護サービス事業所</u> <u>訪問介護</u> <u>※※※※※※</u> <u>訪問看護</u> <u>※※※※※※</u> <u>通所介護</u> <u>※※※※※※</u>	<u>認や計画作成等を実施し、介護サービスは委託先の介護サービス事業所が提供します。</u>			
その他（右に該当する場合にのみ表示。※※※に提携先の有料老人ホームを入れて表示）	<u>提携ホーム利用可（※※※※ホーム）</u>	介護が必要となった場合、提携ホーム（同一設置者の有料老人ホームを含む）に住み替えて <u>特定施設入居者生活介護</u> を利用することができます。 <u>（注6）</u>	その他（右に該当する場合にのみ表示。※※※に提携先の有料老人ホームを入れて表示）	<u>提携ホーム移行型（※※※※ホーム）</u>	介護が必要となった場合、提携ホーム（同一設置者の有料老人ホームを含む）に住み替えて <u>特定施設入居者生活介護</u> を利用することができます。 <u>（注5）</u>

○住宅型有料老人ホームの表示事項

表示事項	表示事項の説明	
居住の権利形態（右のいずれかを表示）	<u>利用権方式</u>	<u>建物賃貸借契約及び終身建物賃貸借契約以外の契約の形態で、居住部分と介護や生活支援等のサービス部分の契約が一体となっているものです。</u>

○住宅型有料老人ホームの表示事項

表示事項	表示事項の説明	
居住の権利形態（右のいずれかを表示）	<u>賃貸方式</u>	<u>一般の賃貸住宅と同様に、家賃相当額を月払いする方式です。</u>

	<u>建物賃貸借方式</u>	<u>賃貸住宅における居住の契約形態であり、居住部分と介護等のサービス部分の契約が別々になっているものです。入居者の死亡をもって契約を終了するという内容は有効になりません。</u>		<u>終身賃貸方式</u>	<u>高齢者の居住の安定確保に関する法律の規定に基づく終身建物賃貸借事業の認可を受けたものです。</u>
	<u>終身建物賃貸借方式</u>	<u>建物賃貸借契約の特別な類型で、都道府県知事から高齢者の居住の安定確保に関する法律の規定に基づく終身建物賃貸借事業の認可を受けたものです。入居者の死亡をもって契約を終了するという内容が有効です。</u>		<u>終身利用権方式</u>	<u>一時金方式による終身利用権です。</u>
<u>利用料の支払い方式</u>	<u>一時金方式</u>	<u>終身にわたって受領する家賃相当額等の全部又は一部を前払金として一括して受領する方式</u>			
	<u>月払い方式</u>	<u>前払金を受領せず、家賃相当額等を月払いする方式</u>			
	<u>選択方式</u>	<u>入居者により、一時金方式と月払い方式のいずれかを選択できます。</u>			
入居時の要件 (右のいずれかを表示)	入居時自立	<u>入居時において自立である方が対象です。</u>	入居時の要件 (右のいずれかを表示)	入居時自立	<u>主として入居時より自立である者を入居要件としているホームです。</u>
	入居時要介護	<u>入居時において要介護認定を受けている方(要支援認定を受け</u>		入居時要介護	<u>主として入居時より要介護である者を入居要件としているホー</u>

		<u>ている方を除く）が対象です。</u>			<u>ムです。</u>
	<u>入居時要支援・要介護</u>	<u>入居時において要支援認定又は要介護認定を受けている方が対象です。</u>		<u>入居時自立・要介護</u>	<u>自立である者も要介護である者も入居できるホームです。</u>
	<u>入居時自立・要支援・要介護</u>	<u>自立である方も要支援認定・要介護認定を受けている方も入居できます。</u>			
介護保険（右の事項を表示）	在宅サービス利用可	介護が必要となった場合、介護保険の在宅サービスを利用するホームです。	介護保険（右の事項を表示）	在宅サービス利用可	介護が必要となった場合、介護保険の在宅サービスを利用するホームです。
居室区分（右のいずれかを表示。※には1～4の数値を表示）	全室個室	介護が必要となった場合に介護サービスを利用するための居室は、一般居室又は個室の介護居室となります。	居室区分（右のいずれかを表示。※には1～4の数値を表示）	全室個室	介護が必要となった場合に介護サービスを利用するための居室は、一般居室又は個室の介護居室となります。
	相部屋あり（※人部屋～※人部屋）	介護が必要となった場合に介護サービスを利用するための居室は、相部屋となる場合があります。		相部屋あり（※人部屋～※人部屋）	介護が必要となった場合に介護サービスを利用するための居室は、相部屋となる場合があります。
その他（右に該当する場合にのみ表示。※※※に提携先の有料老人ホームを入れて表示）	提携ホーム移行型（※※※ホーム）	介護が必要となった場合、提携ホーム（同一設置者の有料老人ホームを含む）に住み替えて <u>特定施設入居者生活介護</u> を利用することができます。（注6）	その他（右に該当する場合にのみ表示。※※※に提携先の有料老人ホームを入れて表示）	提携ホーム移行型（※※※ホーム）	介護が必要となった場合、提携ホーム（同一設置者の有料老人ホームを含む）に住み替えて <u>特定施設入所者生活介護</u> を利用することができます。（注5）

<p>注 1) 入居者が希望すれば、当該有料老人ホームの<u>特定施設入居者生活介護サービス</u>に代えて、訪問介護等の介護サービスを利用することが可能です。</p> <p>注 2) 一般居室はすべて個室となっています。この表示事項は介護居室（介護を受けるための専用の室）が個室か相部屋かの区分です。従って、介護居室を特に設けず、一般居室において介護サービスを提供する有料老人ホームにあっては、「個室介護」と表示することになります。</p> <p>注 3) 個室とは、建築基準法第30条の「界壁」により隔てられたものに限ることとしていますので、一の居室をふすま、可動式の壁、収納家具等によって複数の空間に区分したものは個室ではありません。</p> <p>注 4) 介護にかかわる職員体制は、当該有料老人ホームが現在及び将来にわたって提供しようとする想定している水準を表示するものです。従って、例えば、現在は要介護者が少なく1.5：1以上を満たす場合であっても、要介護者が増えた場合に2.5：1程度以上の介護サービスを想定している場合にあっては、2.5：1以上の表示を行うこととなります。なお職員体制の算定方法については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第175条第1項第2号イ及び同第2項の規定によります。なお、「1.5：1」、「2：1」又は「2.5：1」の表示を行おうとする有料老人ホームについては、年度ごとに職員の割合を算定し、表示と実態の乖離がないか自ら検証するとともに、入居者等に対して算定結果及びその算定方法について説明することが必要です。</p> <p><u>注 5) 訪問介護、訪問看護及び通所介護以外のサービスについて、委託先のサービス事業所がある場合には、サービス区分及びサービス事業所の名称を表示することが必要です。</u></p> <p>注 6) 提携ホームには、老人保健施設、病院、診療所、特別養護老人ホーム等は含まれません。</p>	<p>注 1) 入居者が希望すれば、当該有料老人ホームの<u>特定施設入居者生活介護サービス</u>に代えて、訪問介護等の介護サービスを利用することが可能です。</p> <p>注 2) 一般居室はすべて個室となっています。この表示事項は介護居室（介護を受けるための専用の室）が個室か相部屋かの区分す。従って、介護居室を特に設けず、一般居室において介護サービスを提供する有料老人ホームにあっては、「個室介護」と表示することになります。</p> <p>注 3) 個室とは、建築基準法第30条の「界壁」により隔てられたものに限ることとしていますので、一の居室をふすま、可動式の壁、収納家具等によって複数の空間に区分したものは個室ではありません。</p> <p>注 4) 介護にかかわる職員体制は、当該有料老人ホームが現在及び将来にわたって提供しようとする想定している水準を表示するものです。従って、例えば、現在は要介護者が少なく1.5：1以上を満たす場合であっても、要介護者が増えた場合に2.5：1程度以上の介護サービスを想定している場合にあっては、2.5：1以上の表示を行うこととなります。なお職員体制の算定方法については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第175条第1項第2号イ及び同第2項の規定によります。なお、「1.5：1」、「2：1」又は「2.5：1」の表示を行おうとする有料老人ホームについては、年度ごとに職員の割合を算定し、表示と実態の乖離がないか自ら検証するとともに、入居者等に対して算定結果及びその算定方法について説明することが必要です。</p> <p><u>注 5) 提携ホームには、老人保健施設、病院、診療所、特別養護老人ホーム等は含まれません。</u></p>
--	---

別紙様式

重要事項説明書

	記入年月日	
記入者名	所属・職名	

1. 事業主体概要

事業主体の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先		
事業主体の名称	法人等の種類	なし あり
	名称	(ふりがな)
事業主体の主たる事務所の所在地	〒	
事業主体の連絡先	電話番号	
	FAX 番号	
	ホームページアドレス	なし
		あり : http://
事業主体の代表者の氏名及び職名	氏名	
	職名	
事業主体の設立年月日		

事業主体が当該都道府県内で実施する他の介護サービス				
介護サービスの種類		事業所の名称		所在地
<居宅サービス>				
訪問介護	あり	なし		
訪問入浴介護	あり	なし		
訪問看護	あり	なし		
訪問リハビリテーション	あり	なし		
居宅療養管理指導	あり	なし		
通所介護	あり	なし		
通所リハビリテーション	あり	なし		
短期入所生活介護	あり	なし		
短期入所療養介護	あり	なし		
特定施設入居者生活介護	あり	なし		
福祉用具貸与	あり	なし		
特定福祉用具販売	あり	なし		
<地域密着型サービス>				
夜間対応型訪問介護	あり	なし		
認知症対応型通所介護	あり	なし		
小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
認知症対応型共同生活介護	あり	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	あり	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	あり	なし		
居宅介護支援	あり	なし		
<居宅介護予防サービス>				
介護予防訪問介護	あり	なし		
介護予防訪問入浴介護	あり	なし		
介護予防訪問看護	あり	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	あり	なし		
介護予防居宅療養管理指導	あり	なし		
介護予防通所介護	あり	なし		
介護予防通所リハビリテーション	あり	なし		
介護予防短期入所生活介護	あり	なし		
介護予防短期入所療養介護	あり	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	なし		
介護予防福祉用具貸与	あり	なし		
特定介護予防福祉用具販売	あり	なし		
<地域密着型介護予防サービス>				
介護予防認知症対応型通所介護	あり	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	なし		
介護予防支援	あり	なし		
<介護保険施設>				
介護老人福祉施設	あり	なし		
介護老人保健施設	あり	なし		
介護療養型医療施設	あり	なし		

2. 施設概要

施設の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先		
施設の名称	(ふりがな)	
施設の所在地	〒	
施設の連絡先	電話番号	
	FAX 番号	
	ホームページアドレス	なし
		あり : http://
施設の開設年月日		
施設の管理者の氏名及び職名	氏名	
	職名	
施設までの主な利用交通手段		
施設の類型及び表示事項		
介護保険事業所番号		
特定施設入居者生活介護の事業の開始年月日又は開始予定年月日、指定又は許可を受けた年月日（指定又は許可の更新を受けた場合にはその年月日）		
事業の開始（予定）年月日		
指定の年月日		
指定の更新年月日		

3. 従業者に関する事項

職種別の従業者の人数及びその勤務形態						
有料老人ホームの人数及びその勤務形態						
実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算人数
	専従	非専従	専従	非専従		
施設長						
生活相談員						
看護職員						
介護職員						
機能訓練指導員						
計画作成担当者						
栄養士						
調理員						
事務員						
その他従業者						
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数						
※ 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。						
従業者である介護職員が有している資格						
延べ人数	常勤		非常勤			
	専従	非専従	専従	非専従		
社会福祉士						
介護福祉士						
介護職員基礎研修						
訪問介護員1級						
2級						
3級						
介護支援専門員						
従業者である機能訓練指導員が有している資格						
延べ人数	常勤		非常勤			
	専従	非専従	専従	非専従		
理学療法士						
作業療法士						
言語聴覚士						
看護師及び准看護師						
柔道整復士						
あん摩マッサージ指圧師						
夜勤を行う看護職員及び介護職員の人数		最少時の人数（宿直の従事者を除いた人数）				
		平均時の人数				

特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者の人数及びその勤務形態						
実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算人数
	専従	非専従	専従	非専従		
生活相談員						
看護職員						
介護職員						
機能訓練指導員						
計画作成担当者						
その他従業者						
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数						
※ 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。						
従業者である介護職員が有している資格						
延べ人数	常勤		非常勤			
	専従	非専従	専従	非専従		
社会福祉士						
介護福祉士						
介護職員基礎研修						
訪問介護員1級						
2級						
3級						
介護支援専門員						
従業者である機能訓練指導員が有している資格						
延べ人数	常勤		非常勤			
	専従	非専従	専従	非専従		
理学療法士						
作業療法士						
言語聴覚士						
看護師及び准看護師						
柔道整復士						
あん摩マッサージ指圧師						
管理者の他の職務との兼務の有無						なし
管理者が有している当該業務に係る資格等	なし	あり	資格等の名称			
特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護職員及び介護職員の常勤換算方法による人数の割合						

従業者の当該介護サービスに係る業務に従事した経験年数等

	看護職員		介護職員		生活相談員	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数						
前年度1年間の退職者数						
業務に従事した経験年数	/		/		/	
1年未満の者の人数						
1年以上3年未満の者の人数						
3年以上5年未満の者の人数						
5年以上10年未満の者の人数						
10年以上の者の人数						
	機能訓練指導員		計画作成担当者			
	常勤	非常勤	常勤	非常勤		
前年度1年間の採用者数						
前年度1年間の退職者数						
業務に従事した経験年数	/		/		/	
1年未満の者の人数						
1年以上3年未満の者の人数						
3年以上5年未満の者の人数						
5年以上10年未満の者の人数						
10年以上の者の人数						
従業者の健康診断の実施状況			なし		あり	

4. サービスの内容

施設の運営に関する方針			
介護サービスの内容、利用定員等			
個別機能訓練の実施（介護報酬の加算）の有無	なし	あり	
夜間看護体制加算（介護報酬の加算）の有無	なし	あり	
人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無	なし	あり	
利用者の個別的な選択による介護サービスの実施状況	別紙		
協力医療機関の名称			
	(協力の内容)		
協力歯科医療機関	なし	あり ; その名称	
	(協力の内容)		
要介護時における居室の住み替えに関する事項			
	要介護時に介護を行う場所		

入居後に居室を住み替える場合		
一時介護室へ移る場合		
判断基準・手続について (その内容)		
追加的費用の有無	なし	あり
居室利用権の取扱い (その内容)		
入居一時金償却の調整の有無	なし	あり
従前の居室からの面積の増減の有無	なし	あり
従前居室との仕様の変更		
便所の変更の有無	なし	あり
浴室の変更の有無	なし	あり
洗面所の変更の有無	なし	あり
台所の有無	なし	あり
その他の変更の有無	なし	あり
(その内容)		
介護居室へ移る場合		
判断基準・手続について (その内容)		
追加的費用の有無	なし	あり
居室利用権の取扱い (その内容)		
入居一時金償却の調整の有無	なし	あり
従前の居室からの面積の増減の有無	なし	あり
従前居室との仕様の変更		
便所の変更の有無	なし	あり
浴室の変更の有無	なし	あり
洗面所の変更の有無	なし	あり
台所の有無	なし	あり
その他の変更の有無	なし	あり
(その内容)		

その他	なし	あり
判断基準・手続について (その内容)		
追加的費用の有無	なし	あり
居室利用権の取扱い (その内容)		
入居一時金償却の調整の有無	なし	あり
従前の居室からの面積の増減の有無	なし	あり
従前居室との仕様の変更		
便所の変更の有無	なし	あり
浴室の変更の有無	なし	あり
洗面所の変更の有無	なし	あり
台所の有無	なし	あり
その他の変更の有無 (その内容)	なし	あり
施設の入居に関する要件		
自立している者を対象	なし	あり
要支援の者を対象	なし	あり
要介護の者を対象	なし	あり
留意事項		
契約の解除の内容		
体験入居の内容		
入居定員		
その他		

入居者の状況

入居者の人数（報告に関する計画の基準日の前月末日）						
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
65歳未満						
65歳以上75歳未満						
75歳以上85歳未満						
85歳以上						
	自立	要支援1	要支援2	経過的要介護		合計
65歳未満						
65歳以上75歳未満						
75歳以上85歳未満						
85歳以上						
入居者の平均年齢						
入居者の男女別人数		男性		女性		
入居率（一時的に不在となっている者を含む。）						
前年度の有料老人ホーム又は軽費老人ホームを退居した者の人数						
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
自宅等						
社会福祉施設						
医療機関						
死亡者						
その他						
	自立	要支援1	要支援2	経過的要介護		合計
自宅等						
社会福祉施設						
医療機関						
死亡者						
その他						
入居者の入居期間						
入居期間	6ヶ月未満	6ヶ月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上
入居者数						

施設、設備等の状況						
建物の構造	建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物			なし	あり	
	建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物			なし	あり	
居室の状況	区分			室数	人数	1の居室の床面積
	一般居室個室	あり	なし	/	/	m ²
	一般居室相部屋	あり	なし			-
	介護居室個室	あり	なし	/	/	m ²
	介護居室相部屋	あり	なし			-
	一時介護室	あり	なし	-	-	m ² m ² m ²
	その他、居室の設備に関する事項					
共用便所の設置数	うち男女別の対応が可能な数					
	うち車椅子等の対応が可能な数					
個室の便所の設置数	個室における便所の設置割合					
	うち車椅子等の対応が可能な数					
浴室の設備状況	浴室の数	個浴	大浴槽	特殊浴槽	リフト浴	
食堂の設備状況						
入居者等が調理を行う設備状況				なし	あり	
その他、共用施設の設備状況						
なし				あり	：（その内容）	
バリアフリーの対応状況						
（その内容）						
緊急通報装置の設置状況	なし		一部あり	各居室内にあり		
外線電話回線の設置状況	なし		一部あり	各居室内にあり		
テレビ回線の設置状況	なし		一部あり	各居室内にあり		
施設の敷地に関する事項						
敷地の面積						
事業所を運営する法人が所有		なし		一部あり	あり	
抵当権の設定				なし	あり	
貸借（借地）						
なし		あり	契約期間	始	終	
			契約の自動更新		なし	あり
施設の建物に関する事項						
建物の延床面積						
事業所を運営する法人が所有		なし		一部あり	あり	
抵当権の設定				なし	あり	
貸借（借家）						
なし		あり	契約期間	始	終	
			契約の自動更新		なし	あり

利用者からの苦情に対応する窓口等の状況				
事業主体や施設に設置している利用者からの苦情に対応する窓口				
窓口の名称				
電話番号				
対応している時間	平日			
	土曜			
	日曜・祝日			
定休日等				
上記以外の利用者からの苦情に対応する主な窓口等				
窓口の名称				
電話番号				
対応している時間	平日			
	土曜			
	日曜・祝日			
定休日等				
サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応				
損害賠償責任保険の加入状況				
なし	あり	（その内容）		
その他、介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関すること				
なし	あり	（その内容）		
サービスの提供内容に関する特色等				
（その内容）				
利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等				
利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況				
なし	あり	実施した年月日		
		当該結果の開示状況	なし	あり
第三者による評価の実施状況				
なし	あり	実施した年月日		
		実施した評価機関の名称		
		当該結果の開示状況	なし	あり

5. 利用料金

年齢により一時金の料金が異なる場合		なし	あり
一時金に関する費用			
①居室に要する一時金（一般居室や介護居室、共用部分の利用のための家賃相当額に充当されるもの）		なし	あり
名称		最低の額	最高の額
人の入居の場合	円	円	円 戸
名称		最低の額	最高の額
人の入居の場合	円	円	円 戸
名称		最低の額	最高の額
人の入居の場合	円	円	円 戸
一時金の償却に関する事項			
償却開始	入居をした月	なし	あり
	上記以外	(その内容)	
初期償却率 (%)			
償却年月数			
解約時返還金の算定方法			
保全措置の実施状況		なし	あり (その内容)
②利用者の選定による介護サービス利用料 (人員配置が手厚い場合の介護サービス)		なし	あり
(「あり」の場合、その内容及び利用料)			
「あり」の場合、介護保険給付及び利用者負担分による収入によって賄えない額に充当するものとしての合理的な積算根拠		なし	あり
名称			
一時金の償却に関する事項			
償却開始	入居をした月	なし	あり
	サービス提供を開始した月	なし	あり
	上記以外	(その内容)	
初期償却率 (%)			
償却年月数			
解約時返還金の算定方法			
保全措置の実施状況		なし	あり (その内容)

③利用者の個別的な選択による介護サービス利用料		なし	あり
(「あり」の場合、その内容及び利用料)			
名称			
一時金の償却に関する事項			
償却開始	入居をした月	なし	あり
	サービス提供を開始した月	なし	あり
	上記以外	(その内容)	
初期償却 (%)			
償却年月数			
解約時返還金の算定方法			
保全措置の実施状況			
なし	あり	(「あり」の場合、その内容)	
④その他に要する一時金		なし	あり
(「あり」の場合、その内容及び利用料)			
名称			
解約時返還金の算定方法			
保全措置の実施状況			
なし	あり	(「あり」の場合、その内容)	
一時金に対する留意事項等			
なし	あり	(「あり」の場合、その内容)	

介護保険給付以外のサービスに要する費用			
月額の場合の利用料の額			
管理費	なし	あり	円
(「あり」の場合、その用途)			
食費	なし	あり	円
(「あり」の場合、その内容)			
光熱水費	なし	あり	円
利用者の個別的な選択による介護サービス利用料			
人員配置が手厚い場合の介護サービス	なし	あり	
(「あり」の場合、その内容及び利用料)			
「あり」の場合、介護保険給付及び利用者負担分による収入によって賄えない額に充当するものとしての合理的な積算根拠			なし
			あり
個別的な選択による介護サービス	なし	あり	
(「あり」の場合、その内容及び利用料)			
家賃相当額	なし	あり	円
その他に必要な月額利用料			なし
(「あり」の場合、その内容及び利用料)			あり
その他、一時金及び利用料以外に必要な利用料			なし
(「あり」の場合、その内容及び利用料)			あり

添付書類：「介護サービス等の一覧表」

※ _____ 様

説明年月日 平成 年 月 日

説明者署名 _____

※契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。

別 添

介護サービス等の一覧表

	特定施設入居者生活介護費、実施するサービス		特定施設入居者生活介護費、各種一時金、月額の利用料等で、実施するサービス		別途利用料を上徴した上で、実施するサービス		備 考
	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
介護サービス							
食事介助	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
排泄介助・おむつ交換	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
おむつ代	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
入浴（一般浴）介助・清拭	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
特浴介助	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
身辺介助（移動・着替え等）	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
機能訓練	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
通院介助（協力医療機関）	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
通院介助（協力医療機関以外）	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
生活サービス							
居室清掃	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
リネン交換	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
日常の洗濯	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
居室配膳・下膳	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
入居者の嗜好に応じた特別な食事	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
おやつ	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
理美容師による理美容サービス	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
買い物代行（通常の利用区域）	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
買い物代行（上記以外の区域）	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
役所手続き代行	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
金銭・貯金管理	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
健康管理サービス							
定期健康診断	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
健康相談	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
生活指導・栄養指導	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
服薬支援	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
生活リズムの記録（排便・睡眠等）	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
入退院時・入院中のサービス							
移送サービス	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
入退院時の同行（協力医療機関）	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
入退院時の同行（協力医療機関以外）	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
入院中の洗濯物交換・買い物	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
入院中の見舞い訪問	なし	あり	なし	あり	なし	あり	